

当初

## 総務文教常任委員長報告

(R7.9.25)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

**総務費**では、令和6年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立てる経費と市有地境界画定調査測量等の事業経費のための財産管理経費の増額補正、

毘沙門荘の利活用、京都サンガF.C.練習場誘致について最終候補地の選定にあたる立地可能性調査、ふるさと住民登録制度のための企画推進経費の増額補正、

**消防費**では、地域防災力の維持を図るため、気象情報システム雨量計測点等更改業務のための災害対策経費の増額補正、

**教育費**では、京都サンガF.C.応援事業補助金の所要額の増額に伴う生涯スポーツ振興経費の増額補正、

また、令和8年度における本庁舎と関係機関等の間で行う逡送業務経費について、債務負担行為が設定されています。

採決に先立ち、企画推進経費のうち毘沙門荘の利活用にかかる経費につい

て、業務内容が不明瞭であるため反対するとの反対討論がありました。

一方、企画推進経費のうち毘沙門荘の利活用にかかる経費については賛成するが、今後、来年度予算議案審査までに一定期間あり、その間に市民に理解を得られ、建物の用途と改修の目的等を明確に提案してほしいとの意見をつけたいとの賛成討論がありました。

**採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。**

また、総務費、総務管理費、企画費 千歳町所在の毘沙門荘に関連する今後の予算案について、目的と事業内容が明確でないものは認められない。

市民理解が得られるよう、本予算で着実に調査と意見聴取を行い、その結果に基づいて十分に検討すること。これらを附帯決議案としてはどうかとの意見が出されました。

次に、**第7号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、国の制度改正に基づき、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行う措置を整備しようとするものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第8号議案 職員の育児休業等に関する勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定**についても、国の制度改正に基づき、育児に関する部分休業について、柔軟に取得できるように部分休業制度の取得方法を

整備しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第9号議案 亀岡市市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公営について、最近における物価の変動等を考慮し、その限度額を引き上げる改正をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第54号議案 財産の取得**については、亀岡市篠分団に配備されている消防ポンプ自動車の更新に伴い、消防ポンプ車1台を購入することであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第56号議案 財産の取得**については、亀岡市立小学校・中学校・義務教育学校における令和8年度新小・中学生用タブレット（iPad）等1,315台分を購入するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

最終

## 総務文教常任委員長報告

(R7.9.25)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

**総務費**では、令和6年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立てる経費と市有地境界画定調査測量等の事業経費のための財産管理経費の増額補正、

毘沙門荘の利活用、京都サンガF.C.練習場誘致について最終候補地の選定にあたる立地可能性調査、ふるさと住民登録制度のための企画推進経費の増額補正、

**消防費**では、地域防災力の維持を図るため、気象情報システム雨量計測点等更改業務のための災害対策経費の増額補正、

**教育費**では、京都サンガF.C.応援事業補助金の所要額の増額に伴う生涯スポーツ振興経費の増額補正、

また、令和8年度における本庁舎と関係機関等の間で行う逡送業務経費について、債務負担行為が設定されています。

採決に先立ち、企画推進経費のうち毘沙門荘の利活用にかかる経費につい

て、業務内容が不明瞭であるため反対するとの反対討論がありました。

一方、企画推進経費のうち毘沙門荘の利活用にかかる経費については賛成するが、今後、来年度予算議案審査までに一定期間があり、その間に市民に理解を得られ、建物の用途と改修の目的等を明確に提案してほしいとの意見をつけたいとの賛成討論がありました。

**採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。**

また、毘沙門荘に関連する今後の予算案について、目的と事業内容が明確でないものは認められない。市民理解が得られるよう、本予算で着実に調査と意見聴取を行い、その結果に基づいて十分に検討すること。これらを附帯決議案としてはどうかとの意見が出されました。

次に、**第7号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、国の制度改正に基づき、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行う措置を整備しようとするものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第8号議案 職員の育児休業等に関する勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定**についても、国の制度改正に基づき、育児に関する部分休業について、柔軟に取得できるように部分休業制度の取得方法を整備しようとするものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原**

案可決すべきものと決定しました。

次に、**第9号議案 亀岡市市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定**については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公営について、最近における物価の変動等を考慮し、その限度額を引き上げる改正をしようとするものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第54号議案 財産の取得**については、亀岡市篠分団に配備されている消防ポンプ自動車の更新に伴い、消防ポンプ車1台を購入することであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第56号議案 財産の取得**については、亀岡市立小学校・中学校・義務教育学校における令和8年度新小・中学生用タブレット（iPad）等1,315台分を購入するものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○古民家（毘沙門荘）改修の目的は

一般会計補正予算  
（第3号）可決  
（賛成多数）

・毘沙門荘活用検討委員報償費349千円  
建物調査等業務委託経費651千円  
毘沙門荘（千歳町）の利活用について、  
亀岡のことをよく知り、古民家の活用にも精通した専門家の意見を聞く中で活用方法を検討するとともに、建物の調査を行い、古民家を利活用する取組を行う。

【主な質疑】

問 毘沙門荘をどのような建物に改修したいのか。

答 迎賓館として海外や国内の方々に亀岡の美しさを堪能していただく場、市民など多くの人々が日本の伝統文化、芸術を楽しめる場、国際交流の場など

を想定しているが、専門家の意見を聞く中で活用方法を決めたい。

問 建物調査の内容は。

答 建物の構造調査のほか、基本構想策定や事業費算定を行う。

問 検討するための委員の構成は。

答 東洋文化学者、古民家再生協会、市内の一級建築士の6名を考えている。

問 地元住民をはじめ、市民が利用できる観点で建物改修の検討をどのように進めるのか。

答 広く意見を聴取できる方法も検討する中で、活用方法を決定していきたい。

※賛成多数で可決すべきものとしたが、目的や内容を明確にすることを強く指摘する附帯決議をつけました。

当初

○古民家(毘沙門荘)利活用目的は

一般会計補正予算  
(第3号)可決  
(賛成多数)

・毘沙門荘活用検討委員報償費349千円  
建物調査等業務委託経費651千円  
宗教学人大本より無償貸与を受ける毘沙門荘(千歳町)について、亀岡のことをよく知り、古民家の活用にも精通した専門家の意見を聞く中で活用方法を検討するとともに、建物の調査を行い、古民家を利活用する取組を行う。

【主な質疑】

問 毘沙門荘をどのような建物に改修したいのか。

答 迎賓館として海外や国内の方々に亀岡の美しさを堪能していただく場、市民など多くの人々が日本の伝統

文化、芸術を楽しめる

場、国際交流の場などを想定しているが、専門家の意見を聞く中で活用方法を決めたい。

問 建物調査の内容は。

答 建物の構造調査のほか、基本構想策定や事業費算定を行う。

問 検討するための委員の構成は。

答 東洋文化学者、古民家再生協会、市内の一級建築士の6名を考えている。

問 地元住民をはじめ、市民が利用できる観点で建物改修の検討をどのように進めるのか。

答 広く意見を聴取できる方法も検討する中で、活用方法を決定していきたい。

※賛成多数で可決すべきものとしたが、目的や内容を明確にすることを強く指摘する附帯決議をつけました。

最終